

## 第10章 運営・体制の整備

### 第1節 運営・体制の整備の方向性

横須賀城跡の保存管理、整備等に関する種々の業務は、掛川市文化・スポーツ振興課が主体となって実施している一方、専任の職員が少ないことにも起因し、活用については地域の関係団体に依存しているのが現状である。

また、史跡指定地内は、集落や道路、上下水道等を始めとする様々な施設、設備が存在するため、指定地内で何らかの事業を実施する際には、関係機関、関係者との調整を図ることが重要となる。

第5章で示した運営・体制の整備の現状と課題、第6章第2節4で示した基本方針を踏まえ、運営・体制の整備の方向性を以下に示す。本節で示した方向性を前提とし、次節以降で詳述する。

#### 1 整備委員会の継続的な実施と人材の育成

史跡の保存活用を推進するため、有識者、地元関係者が参画する整備委員会を継続的に実施するとともに、庁内で史跡の調査・研究、保存活用事業を担当することができる人材の確保・育成を図る。

#### 2 庁内外の協力体制整備

史跡の保存活用には、庁内関係部署との分担や調整が必須である。市全体で情報共有、連絡会議等の開催によって、適切な取り組みを進める必要がある。

#### 3 官民協働の保存活用

土地所有者、地域住民、地域の関係団体と協働で、史跡の保存活用に取り組む体制づくりを進める。

### 第2節 運営・体制の整備の方法

前節に掲げた方向性に基づき、運営・体制の整備を次のとおりに整理する。

#### 1 整備委員会の実施と人材の育成

令和6年度段階で史跡の調査・研究は十分ではなく、保存活用事業も道半ばである。今後も継続して調査・研究、保存活用事業に必要な専門的知識を有する整備委員会の開催、及び事務局としてこうした事業に取り組むことのできる人材の確保・育成を図る。

#### 2 庁内外の協力体制整備

史跡の保存管理、活用、整備を行うには、庁内の教育、観光、まちづくり、土木、防災等の庁内関係部署との役割分担やそれぞれの人的リソースを把握する必要がある。掛川市文化・スポーツ振興課が主体となって関係部署と連携し、時には連絡会議等を開催しながら、適切な取り組みを進めていく必要がある。また従来のおおり、文化庁や静岡県文化財課と連携して事業に取り組む体制を今後も維持する。

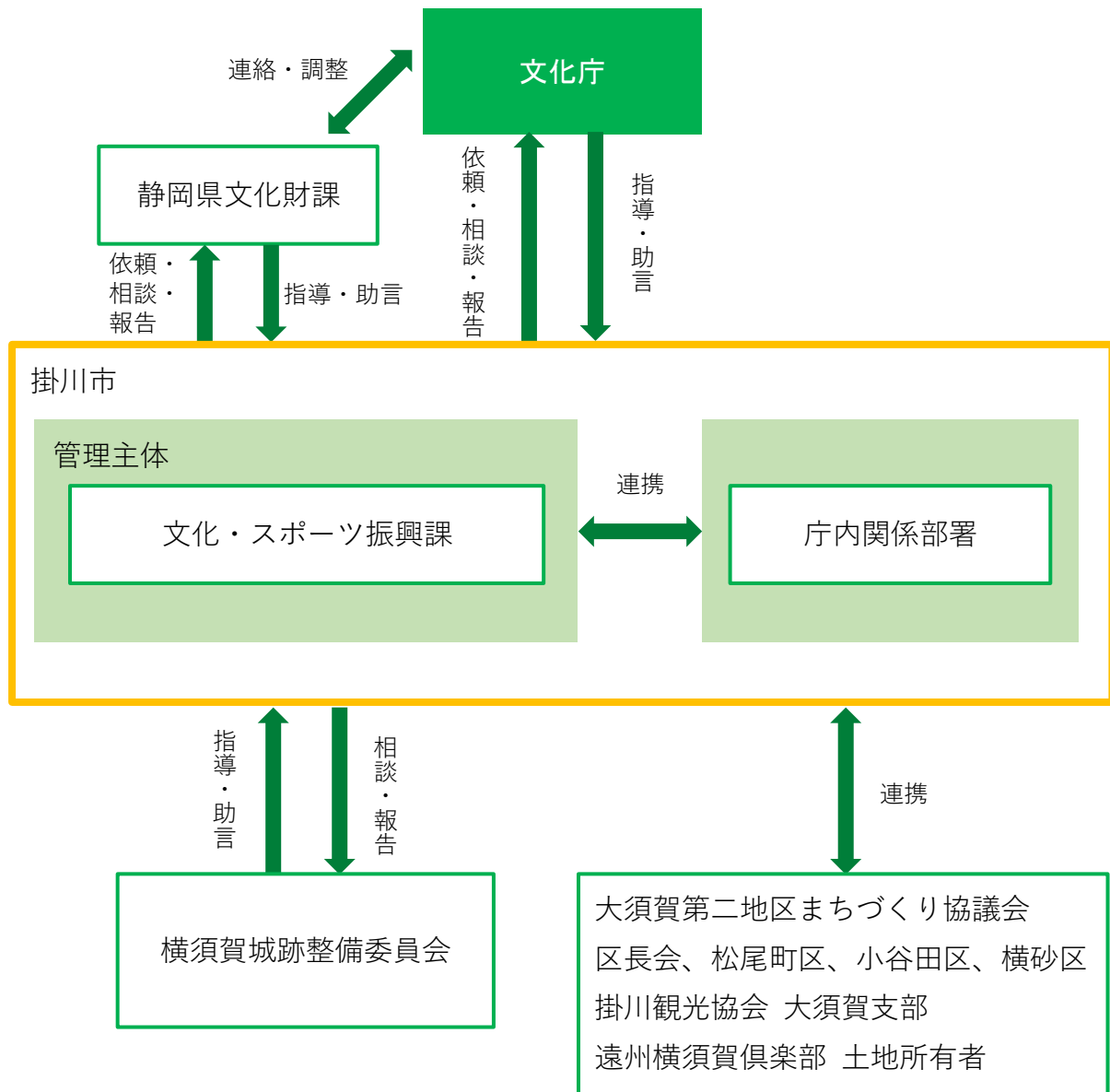


図 10-1 運営体制図

### 3 官民協働の保存活用

地域住民や地域の関係団体の参画及び協力体制の構築については、本計画において示した史跡の本質的価値を周知するため、効果的な広報、展示、学習の機会を提供して、史跡に対する愛着を持ってもらえるような取り組みを継続的に実施する。

また史跡への参画の方法は、草刈り・ゴミ拾い等の維持管理やボランティアガイド等の史跡と直接的な関係を持つものから、城下町で主に開催される祭礼行事やイベントといった史跡周辺地域の諸活動も含めて間接的なものまでであるが、関係団体が自身の強みを発揮して参画できるように掛川市も調整に務める。